

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第五号)要旨

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間で人口と定数に係る不均衡が生じている状況にかんがみ、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	議員数
栃木県	二人(現行四人)
群馬県	二人(現行四人)
千葉県	六人(現行四人)
東京都	十人(現行八人)

二、その他

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用する。